

平成27年10月に通知カードを送付します

皆さん一人一人にマイナンバーをお知らせするため、平成27年10月に住民票の住所に「通知カード」を送付します。マイナンバーは、番号が漏えいし不正に使われる恐れがある場合を除き、一生変更されることはありません。

今後、様々な手続きに必要な大切な12桁の番号が記載されたカードですので、誤って捨てないように注意し、大切に保管してください。

以下のような理由により、住所地において通知カードの送付を受けることができない方は平成27年9月25日(金)までに居所情報(送付先)の登録が必要です。

- ▷東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- ▷ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待等の被害により住所地以外の居所に移動されている方
- ▷医療機関や施設等に入院・入所されていて、住所地に誰も居住していない方 等

個人番号カード

個人番号カードは、個人番号を確認する場合や身分証明書としても利用できます。

「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「個人番号」などが記載され、必ず「本人の顔写真」が表示されます。また、個人番号カードにはICチップが搭載され、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。

通知カードでマイナンバーの通知を受けた後、個人番号カードの発行を希望される方は通知カードに添付された資料をご確認の上、申請してください。交付は平成28年1月から開始となります。

*通知カードおよび個人番号カードに関する手続き、お問い合わせは市民課(内線2312)まで。

個人情報の保護

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面では、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も重くなっています。

システム面では、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。



通知前にマイナンバー制度関係で行政機関等から手続きを求めることはありません。マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。

マイナンバー制度についてさらに詳しく知りたい方は

- ▷マイナンバーのコールセンター 9:30~17:30(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
TEL0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル・通話料がかかります)
- ▷マイナンバー(社会保障・税番号制度)のホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ▷マイナちゃんのマイナンバー解説
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>
- ▷マイナちゃんの公式ツイッター
https://twitter.com/MyNumber_PR



平成28年1月から

マイナンバー制度

(社会保障・税番号制度)が始まります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度とは

社会保障・税番号(マイナンバー)制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるため、国が進める制度です。同制度は、行政の運営を効率化し、市民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。

住民登録している全ての人に1人1つの12桁の番号を持っていただき、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、さまざまな行政機関が持っている個人の情報が、同じ人の情報であることを確認するための制度です。

制度のメリット

国民の利便性の向上

～面倒な手続きが簡単に～

住民票や所得証明などの添付が不要になるなど、行政手続きが簡素化されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができます。

行政の効率化

～手続きが正確で早くできる～

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の無駄が削減されます。

公平・公正な社会の実現

～給付金などの不当受給防止～

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税

- ・税務当局に提出する確定申告、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務 など

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務 など

*このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用できます。